

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠
➢介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➢集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➢集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	☐	☐	

○夜間対応型訪問介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➢介護保険法(以下「法」という。)
➢鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
I 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第16項	「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。)をいう。			
2. 基本方針 条例第45条	指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護(以下「指定夜間対応型訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
指定夜間対応型訪問介護 条例第46条	(1) 指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。 指定夜間対応型訪問介護は、次のサービスを一括して提供していますか。 ①定期巡回サービス ②オペレーションセンターサービス ③随時訪問サービス	☐	☐	
	(2) 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、22時から翌朝6時までの間を含むものとなっていますか。	☐	☐	
	(3) オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置していますか。 ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 訪問介護員等の員数 条例第47条	(1) 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとしていますか。 ただし、オペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。	☐	☐	
	①オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下、同じ。)として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上となっていますか。 ※面接相談員は、面接を適切に行うために配置するもので、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等が従事することで差し支えありません。	☐	☐	
	②定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上としていますか。	☐	☐	
	③随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上としていますか。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 訪問介護員等の 員数 条例第47条	(2)オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てていますか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 オペレーターは、下記の資格要件を満たしていますか。 ※オペレーターになれる資格要件 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師、④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員、⑥一定の要件を満たす場合、サービス提供責任者として1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの)あては、3年以上)従事した者 ※オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員の資格。	☐	☐	
	(3)オペレーターは専らその職務に従事する者をもって充てていますか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	☐	☐	
	(4)事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者の処遇に支障がない場合は、(3)の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)短期入所生活介護事業所 (2)短期入所療養介護事業所 (3)特定施設 (4)小規模多機能型居宅介護事業所 (5)認知症対応型共同生活介護事業所 (6)地域密着型特定施設 (7)地域密着型介護老人福祉施設 (8)看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9)介護老人福祉施設 (10)介護老人保健施設 (11)介護医療院	☐	☐	
	(5)随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者をもって充てていますか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、又は同一敷地内の訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	☐	☐	
	(6)事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は(3)、(5)の規定にかかわらず、オペレーターは随時訪問サービスに従事することができる。	☐	☐	
	(7)(6)の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、(1)の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 管理者 条例第48条	事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②当該事業者が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営している場合の当該事業所の職務に従事する場合 ③日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合の当該事業所の職務に従事する場合 ④同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定夜間対応型訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。	□	□	
Ⅲ 設備に関する基準		□	□	
設備及び備品等 条例第49条	(1)指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。 (2)事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 ただし、①に掲げる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 (3)事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器(ケアコール端末)を配布していますか。 ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 (4)事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	□	□	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続きの説明及び同意 条例第59条準用条例第9条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 (1)オペレーションセンターを設置しない指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行っていますか。 (2)随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行っていますか。	□	□	
		□	□	
		□	□	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 提供拒否の禁止 条例第59条準用条例第10条	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 ※提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難な場合である。	☐	☐	
3. サービス提供困難時の対応 条例第59条準用条例第11条	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)への連絡、適当な他のサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	
4. 受給資格等の確認 条例第59条準用条例第12条	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	☐	☐	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第59条準用条例第13条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握 条例第59条準用条例第14条	事業者は、サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐	☐	
7. 指定居宅介護支援事業者等との連携 条例第59条準用条例第15条	(1)事業者は、サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第59条準用条例第16条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第59条準用条例第17条	事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、省令第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐	☐	
10. 居宅サービス計画等の変更の援助 条例第59条準用条例第18条	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
11. 身分を証する書類の携行 条例第59条準用条例第19条	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	☐	☐	
12. サービスの提供の記録 条例第59条準用条例第20条	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	☐	☐	
13. 利用料等の受領 条例第59条準用条例第21条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)利用者から支払いを受ける費用の額に、ケアコール端末にかかる設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていませんか。	☐	☐	
14. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第59条準用条例第22条	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 同居家族に対するサービス提供の禁止 条例第59条準用条例第27条	事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス(随時対応サービスを除く。)の提供をさせていませんか。	☐	☐	
16. 利用者に関する市への通知 条例第59条準用条例第28条	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	☐	☐	
	① 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	☐	☐	
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	
17. 業務継続計画の策定等 条例59条準用条例第32条の2	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
18. 衛生管理等 条例第59条準用条例第33条	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	☐	☐	
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	☐	☐	
19. 掲示 条例第59条準用条例第34条	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
20. 秘密保持等 条例第59条準用条 例第35条	(1)業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	☐	☐	
	(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	☐	☐	
21. 広告 条例第59条準用条 例第36条	事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	☐	☐	
22. 指定居宅介護支 援事業者に対する利 益供与の禁止 条例第59条準用条 例第37条	事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
23. 苦情処理 条例第59条準用条 例第38条	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 苦情件数：月 件程度	☐	☐	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市に報告していますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐	☐	
	(6)事業者は、連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容を連合会に報告していますか。	☐	☐	
24. 事故発生時の対応 条例第59条準用条 例第40条	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 事故発生時の対応 条例第59条準用条例第40条	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 →事故の記録(有・無) →有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無) →周知の方法()	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入(有・無)	☐	☐	
25. 虐待の防止 条例第59条準用条例第40条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
26. 会計の区分 条例第59条準用条例第41条	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
27. 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 条例第50条	(1)指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
28. 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 条例第51条	(1)定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活するのに必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(2)随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	☐	☐	
	(3)随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
	(4)指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(5)指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(6)(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
28. 指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針	(7) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	☐	☐	
条例第51条	(8) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等条例第64条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(9) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合は、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	☐	☐	
29. 夜間対応型訪問介護計画の作成	(1) オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下、同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。	☐	☐	
条例第52条	(2) 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(4) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際は、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(6) (1)から(4)までの規定は、(5)に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準じていますか。	☐	☐	
30. 緊急時等の対応	訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
条例第53条				
31. 管理者等の責務	(1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐	
条例第54条	(2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に基準の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
	(3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整及び訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。	☐	☐	
32. 運営規程	事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。	☐	☐	
条例第55条	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他運営に関する重要事項			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
33. 勤務体制の確保等 条例第56条	(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。 ただし、事業所が、適切に夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下、指定訪問介護事業所等という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の訪問介護事業所等の従業員に行わせることができる。	☐	☐	
33. 勤務体制の確保等 条例第56条	(3)(2)の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の夜間対応型訪問介護事業者所との間の契約に基づき、当該複数の夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	☐	☐	
	(4)事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
34. 地域との連携等 条例第57条	(1)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	☐	☐	
35. 記録の整備 条例第58条	(1)事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①夜間対応型訪問介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
36. 電磁的記録等 条例第203条	1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（被保険者証に関するものを除く。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
V 変更の届出等				
介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の13第1項第2号	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	□	□	